

(別記)三、 指示

會社が今日迄數回ニ亘ツテ諸君が送レタ交渉委員ニ對シ又諸君が依頼サレタ組伍長ニ對シ誠意ヲ以テ會社ノ意ノアル所ヲ申述ベ昨日工場長が特ニ皆サニ同ニ對シ會社ノ考ヲ申上タニ係ハラズ昨朝来ノ諸君ノ仕事振ハ不眞面目デ着シク緊張ヲ缺イテ居ルノヲ遺憾ト思ヒマス

若シ明日之今日ト全ク様ニ勵キ振テラ會社ノ経済が立チマセンカラ止ムヲ得ズ工場ヲ閉鎖ニテケレバナラニ様十事ニナルカ又知レマセン
ドウカ考ヘ直シテ明日カラハ眞面目ニ勵ク様豫メ注意ヲ致シテ置キマス
次上

情報課長

勞秘第一二一九號

大正十三年十月二十日

警視總監 太田政弘

總務課長

内務大臣 若槻禮次郎殿
社會局長 官池田 宏殿
東京地方裁判所 檢事 正殿

株式會社 横河橋梁製作所 勞働争議ニ
係スル件 (解決)

18.10.22
第876号

既報ノ如ク解雇職工等ハ會社側ノ態度強硬ニシテ新要
求(解雇手當)ヲ容認セサルヲ以テ十五日ハ非解雇者ノ